

令和 7 年第 8 回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 1 時 3 5 分から午後 2 時 3 5 分まで

2. 開催場所 城陽市役所西庁舎 4 階 4 0 3 会議室

3. 出席委員 （1 8 人）

会 長	2 0 番	谷 則男
委 員	1 番	岡本 三枝子
	2 番	中村 貴子
	3 番	北澤 良祐
	4 番	菊岡 祐一
	5 番	奥村 郁雄
	6 番	稲田 正文
	7 番	田村 勝美
	8 番	小出 正和
	9 番	阪部 幸弘
	1 0 番	森澤 明
	1 1 番	太田 健市
	1 2 番	中川 善宏
	1 3 番	中村 安秀
	1 4 番	奥 哲郎
	1 5 番	森島 孝司
	1 7 番	畑中 恭伸
	1 8 番	新井 泉次

4. 欠席委員 （ 2 人）

1 6 番	吉田 真己
1 9 番	木村 正樹

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第 2 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第 2 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 6 議案 第 2 3 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

日 程 第 7 報告 第 2 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第 2 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治

事務局 岡 正樹

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号16番吉田委員、19番木村委員より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和7年第8回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、17番畑中委員、18番新井委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。 日程第3、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号11番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号11番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市中 ●● ●●、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。

	資料１に位置図を添付しております。 当該地については、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。所有地は家族で耕作されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１１番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号１２番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１２番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市長池 ●● ●●、譲受人は城陽市平川 ● ●●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料２に位置図を添付しております。 当該地については、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会 長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	譲受人の●さんは久御山町において経営農地を適正に耕作・管理されており、久御山町農業委員会からも耕作状況について良好との回答を受けておりますので適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

	(質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１２番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号１３番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号１３番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市長池 ●● ●●、譲受人は宇治市伊勢田町 ●● ●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料３に位置図等を添付しております。 当該地については、現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
会長	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事務局	譲受人の●●さんは、資料３のとおり就農理由書、営農計画書のほか、営農指導の確約書、社会人向け農学校の修了見込証明書を提出されており、営農に必要な農機具も所有されていることから、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１３番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 3 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第 5、議案第 2 2 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約を上程し、受付番号 1 5 番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号 1 5 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市寺田乾出北 ●● ●●です。 耕作者は京都市伏見区 ●● ●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	耕作者の●●さんは寺田地区及び水主地区で水稻中心に耕作されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 1 5 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号 1 6 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号１６番について説明します。 本案件は令和２年９月１日から令和７年８月３１日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。なお、議案上新規設定となっているのは相対契約から中間管理への乗り換えのためです。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市中 ●● ●●です。 耕作者は城陽市奈島 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。息子とともに所有地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１６番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
事 務 局	受付番号１７番と１８番について事務局から説明をお願いします。 受付番号１７番と１８番については同一耕作者のため取りまとめて説明します。 受付番号１７番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は京都市南区 ●● ●●、●● ●●です。 受付番号１８番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市上津屋 ●● ●●です。 耕作者はいずれも久御山町北川顔 ●●●●●●●●●●です。

会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	耕作者の●●●●●●●●は久御山町の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１７番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号１８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
事 務 局	受付番号１９番から２１番について事務局から説明をお願いします。 受付番号１９番から２１番については同一耕作者のため取りまとめて説明します。 受付番号１９番について説明します。 本案件は令和２年９月１日から令和７年８月３１日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市奈島 ●● ●●です。 受付番号２０番について説明します。 本案件は令和２年９月１日から令和７年８月３１日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市奈島 ●● ●●です。

	受付番号 21 番について説明します。 本案件は令和 2 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市奈島 ●● ●●●です。 耕作者はいずれも城陽市奈島 ●● ●●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	耕作者の●●さんは城陽市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 19 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号 20 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号 21 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号 22 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号２２番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市寺田 ●● ●●です。 耕作者は京田辺市草内 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	耕作者の●●さんは、資料５のとおり就農理由書、営農計画書のほか、営農指導の上申書を提出されており、営農に必要な農機具も所有されていることから、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	耕作者は京田辺市在住で、あえて城陽市で就農されるのはどのような理由なのですか。
事 務 局	耕作者の親戚が城陽市在住であり、新規就農するのに利点があるためです。
●●委員	東富野地域の方、３人から４人のグループの方々と城陽の野菜を直売されており、城陽産であることを大事にしたいためです。
会 長	他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号２２番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号２３番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号２３番につきまして令和７年８月５日に所有者及び耕作者同意のもと、議案の取り下げ申請書が提出されました。そのため、本案件はご審議いただきませんのでよろしくお願いいたします。
会 長	受付番号２４番と２５番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号２４番と２５番については同一耕作者のため取りまとめて説明します。 受付番号２４番について説明します。 本案件は令和２年９月１日から令和７年８月３１日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市富野 ●● ●●です。 受付番号２５番について説明します。 本案件は令和２年９月１日から令和７年８月３１日まで設定された相対契約からの再設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は宇治市広野町 ●● ●●です。 耕作者はいずれも城陽市長池 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、私から報告をお願いします。 耕作者は、花き栽培の専業農家で、花しょうぶや花ハスを栽培しており認定農家でもありますので問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。 只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号２４番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号２５番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号２６番と２７番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号 28 番から 34 番について事務局から説明をお願いします。 受付番号 28 番から 34 番については同一耕作者のため取りまとめて説明します。 受付番号 28 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市寺田 ●● ●●です。 受付番号 29 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市寺田 ●● ●です。 受付番号 30 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市水主 ●● ●●です。 受付番号 31 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市平川 ●● ●●です。 受付番号 32 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市寺田 ●● ●●です。 受付番号 33 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は賃貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市寺田 ●● ●●です。 受付番号 34 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市寺田 ●● ●●です。
--------------	--

	借り手はいずれも八幡市野尻 ●●●●●●●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	耕作者の●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●委員	平川地区においても耕作されていて、以前に水管理の問題があり土地改良区とも話し合いされ適正に水管理をすることとなっておりましたが、地区内の耕作者が私にポンプは止めてあるがキャップをしていない件があつて、自分が耕作するのにキャップを閉めなければならないことがあつたと報告がありました。事務局からはこの件について閉めるように社長には言ってもらっていますが、対策として担当者の人員の増加とかはないのですか。今回多くの案件があるのですが地域調和要件としてどうなのでしょう。
会 長	地域調和要件として不安があれば、今回は保留することもできます。
●●委員	上津屋地区においても以前は同様なことがありましたが、土地改良区と●●さんで話し合いされた後からは改善されてきたと思われます。耕作されている面積規模が増えてきており担当者も増員され改善されてきていると感じています。
会 長	今回の承認に際し、口頭注意をして頂き、キャップの閉め忘れ等がないように法人であれば担当者に業務日誌を求めておられると思いますので、委員会として業務日誌の提出を求めた場合は提出して頂くように条件付けで承認することによろしいか。
●●委員	確認なのですが、賃貸借の場合は議案に以前から賃借料は提示されていましてしょうか。
事 務 局	以前から提示しておりました。
会 長	他に質疑はありますか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号２８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各

	要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号２９番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３０番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３１番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３２番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３３番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号３４番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 日程第６、議案第２３号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し、受
--	---

	付番号２番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号２番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 被相続人は城陽市観音堂 ● ●●、相続人は城陽市観音堂 ● ●● 相続開始年月日は令和６年１０月１９日です。 資料６に位置図を添付しております。
会長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 （質疑なし） 質疑がないので採決に入ります。 受付番号２番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。 日程第７、報告第２１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを専決しました。受付番号３４番から３８番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号３４番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市富野 ●● ●●です。 受付番号３５番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。 受付番号３６番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は京都市左京区 ●● ●●です。

会 長	受付番号３７番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市長池 ●● ●●です。 受付番号３８番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●です。 只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし） ご意見・ご質問がないようですので、日程第７を終了します。 日程第８、報告第２２号 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを専決しました。受付番号１１番と１２番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１１番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 土地の所在は城陽市寺田 解約理由は双方合意による解約です。 受付番号１２番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 土地の所在は城陽市寺田 解約理由は双方合意による解約です。
会 長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 （意見・質問なし） ご意見・ご質問がないようですので、日程第８を終了します。 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第８回定例総会を終了致します。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員